

福島県 不育症相談・治療費助成のお知らせ

不育症とは

妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう状態のことを「不育症」と呼んでいます。

不育症の方の多くは偶発的流産であり、この場合は特別な治療を行わなくても次回妊娠後は良好なので、カウンセリング等でストレスを軽減し安心して妊娠できる環境を整えることが重要です。

一方、不育症の方の中には、リスク因子を有しているために流産等のリスクが高まってしまっている方もいます。この場合には、検査によってリスク因子を特定し、その因子に応じた治療を行います。

福島県では、偶発的流産の方へは相談窓口を設置し、治療が必要な方へは、特定の治療法に対して費用を助成しています。

● 不育症相談・治療費助成申請先

不育症相談は、下記の機関においてお応えします（面談は要予約）。また、毎週木曜日は専門医が相談にお応えしておりますので、お気軽にご連絡ください（専門医との相談は要予約）。

治療費助成を希望する方は、住所地を管轄する下記の機関（中核市にお住まいの方は中核市）に必要書類（裏面参照）を持参又は郵送にて提出してください。

◆ 受付日時：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時



事務所名	不育症相談 ～女性の心身 健康サポート～	助成申請問合せ	郵便番号・所在地
県北 保健福祉事務所	024-535-5615	024-534-4155	〒960-8012 福島市御山町 8-30
県中 保健福祉事務所	0248-75-7822	0248-75-7810	〒962-0834 須賀川市旭町 153-1
県南 保健福祉事務所	0248-21-0067	0248-22-5647	〒961-0074 白河市郭内 127
会津 保健福祉事務所	0242-27-4550	0242-29-5278	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40
南会津 保健福祉事務所	0241-62-1700	0241-63-0305	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2
相双 保健福祉事務所	0244-26-1186	0244-26-1134	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30
福島市 こども政策課	024-525-7671		〒960-8002 福島市森合 10-1 保健福祉センター 2階
郡山市 こども支援課	024-924-3691		〒963-8025 郡山市桑野 1-2-3 ニコニコこども館
いわき市 こども家庭課	0246-27-8597		〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191 いわき市総合保健福祉センター

● 治療費助成

対象者

法律上の夫婦であって、治療期間中及び申請日において、両者または一方が福島県内に住所を有する方。なお、所得制限はありません。

対象治療

不育症と診断された方が妊娠した場合において、国内の医療機関にて行ったヘパリンを主とした不育症治療。保険診療・保険外診療は問わず、ヘパリンを使用していれば併用する投薬等も対象になります。

助成の内容

1回の妊娠期間につき1.5万円まで。回数制限はありません。

(注) 医療保険各法による高額療養費や付加給付がある場合は、控除します。

市町村の妊産婦医療費助成を受けた場合は、重複して申請することはできませんので、御相談ください。

申請に必要な書類

- ① 福島県不育症治療費助成申請書（様式第1号）
 - ② 福島県不育症治療費助成事業 申請金額明細書（様式第2号）
 - ③ 福島県不育症治療費助成事業 受診等証明書（様式第3号）
 - ④ ②及び③で記載した金額を確認できる書類（医療機関が発行した領収書等、高額療養費の給付明細等）
 - ⑤ 住民票謄本（発行から3ヶ月以内のもの。続柄、前住所の記載のあるもの。個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。夫婦の住所が異なる場合にはそれぞれに必要。）
 - ⑥ 法律上の夫婦であることを証明する戸籍謄本等（⑤で確認できる場合は省略可）
 - ⑦ 妻の健康保険証の写し
 - ⑧ 振込口座を確認できる通帳等の写し（口座名義（カナ）及び口座番号等が分かる部分の写し）
- ※ ①②③の書類は、治療費助成申請先（表面参照）でお渡ししています。

また、福島県こども未来局子育て支援課のホームページからもダウンロードできます。

福島県 不育症

検索

申請期限

治療終了日（出産日）の属する年度末（3月31日）までに申請してください。

申請が遅れる場合には、各申請窓口までご相談ください。